
平成30年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

平成30年6月15日 (金曜日)

議事日程 (第4号)

平成30年6月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1番 宗 晶子君	2番 小林 和政君
3番 鞆野 希昭君	4番 池亀 豊君
5番 工藤 久司君	8番 信田 博見君
9番 田村 兼光君	10番 塩田 文男君
11番 武道 修司君	12番 丸山 年弘君
13番 田原 宗憲君	14番 吉元 成一君

欠席議員 (2名)

6番 宮下 久雄君	7番 有永 義正君
-----------	-----------

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君	総務係長 城山 琴美君
-----------	-------------

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	新川 久三君	副町長 ……………	八野 紘海君
教育長 ……………	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長 ……………			永野 賀子君
総務課長 ……………	元島 信一君	財政課長 ……………	椎野 満博君

企画振興課長	……………	種子 祐彦君	人権課長	……………	武道 博君
税務課長	……………	江本昭二郎君	住民課長	……………	神崎 博子君
福祉課長	……………	首藤 裕幸君	産業課長	……………	今富 義昭君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上水道課長	……………	福田 記久君	下水道課長	……………	西田 哲幸君
総合管理課長	……………	吉留梯一郎君	環境課長	……………	長部 仁志君
商工課長	……………	野正 修司君	学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	農業委員会事務局長	…	平田 美樹君
監査事務局長	……………	石井 紫君			

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
吉元 成一	1. 人権擁護委員の問題発言について	①人権擁護委員が職員に対し暴言を吐いているが、町長の考えは
	2. 副町長問題について	①副町長のとった一連の行動について、町長の考えは
	3. 庁舎建設について	①庁舎建設の進捗状況について
池亀 豊	1. 学校、教育、子育てについて	①昨年12月22日付けの文科省中央教育審議会の「学校における働き方改革」に関する「中間まとめ」について ②小さな学校について ③「住みたい田舎」6年連続3位以内である豊後高田市の子育て支援について
	2. 介護保険について	①介護保険料について ②「保険料を滞納していると」について ③築上町地域包括支援センターについて ④減免制度について
	3. 庁舎建設について	①どこまで進んでいるのか
工藤 久司	1. 災害対策について	①大雨による崩落（急傾斜地崩落危険区域）の対策は ②台風等による危険家屋の対応は
	2. 学校教育と子育て・定住の関係について	①2020年に小学校から英語が教科になるが、先生の確保が難しいと聞く。中学校との連携も含め選択される特徴ある町を考えたらどうか
	3. 職員採用の内容について	①10月に採用する理由と何を目的とする採用なのか ②現職員数では足りないのか

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程第1、一般質問です。

発言は、昨日の続きの議員からとします。なお、通告制をとっていますので、通告どおりお願いいたします。なお、質問は前の質問者席から行ってください。答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言してください。

これより順番に発言を許します。

では、6番目に、14番、吉元成一議員。

○議員（14番 吉元 成一君） おはようございます。議長から言われましたように、あらかじめ提出した質問事項にしたがって質問していきたいと思えます。

まず、1点目の人権擁護委員の問題発言についてということで、町長はこのことについて即座に対応していただいたということで事実確認もとれたと聞いております。その結果、どうなったかということをお伺いしたいんですけど。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ただいま人権擁護委員という話がでましたけれども、人権擁護委員は法務大臣の任命でございます。私どもがとやかく言う形ではございませんが、一応私どもが人権擁護委員の法務省のほうから推薦をしていただきたいというふうなことで、これも法律によって、そして、議会の同意が必要だというようなことで、後は、任命は法務大臣が何うという形になっておるんで……

○議員（14番 吉元 成一君） そういうことわかっていますよ。私は、それを結果はどうなったかを聞いている。

○町長（新川 久三君） 結果はまだわかりません。それは一応法務省のほうに辞退届を出すという話は聞いておるところで、法務省が受理したかどうかと。ただし、町の関係の分について、一切、私は受理をいたしました。いろんな各種委員をしておるけど、辞退届を全部受理をして、一応町の関係では目当てになっております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 町長、私、この件については、本人が辞退するというのを聞きましたんで、いろいろとやかく言うつもりはなかったんですが、町長にお願いしたいのは、こ

ういった大切な人の人権にかかわることを審議をする人は、やはり選ぶときは、推薦するときはやはり1回面接なりをして、こういった事態の起こらないように努力をしようと言っていたかかったんです。それで、町長は今言われましたけど、一言、町長ね、言い過ぎですよ。人権擁護委員については大臣の認可が要ると、法務局から依頼があつて築上町から人権委員を選出してください、推薦してくださいと言われた。あなた、責任を持って推薦したんじゃないんですか。だから、あなたどうするんですかと聞いたんですよ。あなた、私が町長室に行ってその事態を言ったら、確認してみらんわからんから聞き取りしよう。じゃあ、聞き取りした結果、「殺すぞ」と言うんじゃないですか。言われた2人が間違いなくそういうふうと言われたとあなたの部下が言われているんですよ。本人は叱咤激励のつもりやったとか言い訳していますよ。本人たち。最後はここまで言っているんですよ。「社会的に俺を葬り去るつもりか」と。そして、やめるということを決めた時点で、何と言ったかというね、「君は僕にけんかを売ったんだから、徹底的に対抗してやる」、そこまで言い渡して帰っとうんですよ。少なくともあなたのところの職員ですよ、言われたのは。その人を選んで議会で選出して議員の皆さんはね、それは誰もその人の人間性について熟知しているわけでも何でも無いと思うんですけど、私もあの人ならちゃんとやってくれるかなと思っていました。しかし、問題もあるなど。発言の中に時々問題を感じていました。それで、今後、あなたが推薦するときは、何の委員でも十分に熟慮して推薦していかなければ、私はあなたの務めが果たせていないということでこの質問を、それもあなたが私に僕は個人に対することになりますから。町長、あなたの責任で解決せんですかというつもりで言ったのに、一般質問してくれちゃうやないですか。そしたら相手がどう捉えたか知らんけど。私が一般質問するからね。敵対して潰しよるんやろうと言われた人間に言うとうんですよ。何でその、今、きょうは傍聴に見えていますけど、副町長のところに行って、私と言われた人と2人で行って抗議したというような、そういう説明をしたというようなことを言われたけど、私ども副町長のところに行ったこともないよ、その件で。そして、あなたは副町長に調べてくれと。結局、あなたは言ったときは法務大臣の認可に私には関係ないような捉え方、人が聞いたらするような言い方として、私が帰ってその日か、その明るる日か知らんけど、職員使うて聞き取り調査しとるやないですか。その結果、「殺すぞ」ちゅう言われたことを、言われたことは言われたことやけ、嘘は言わんちゅうて職員が、元課長も言っているやないですか。それで、あなたが議会で提案する責任を持って提案してほしいと、これからそういったことがあればね、ある可能性もあるわけですから、そういった人事についてはやはり、あつ、あつちならよかろうちゅうような感覚やないで、やはりはっきり確認したらどうだろうかというつもりで言ったんですよ。あなたが推薦した築上町の各種役員については全部辞退届出とる。出ていないでしょう、民生委員出ていないやないですか。民生委員もね、人の人権を守らないかん立場にあるんですよ。きのう会議に行つとる

やないですか。僕、けさ聞きました。ここに来とる人から。どうなったんやろうかと。吉元さんがどんな質問をするだろうかとね。聞きにきたと思うんですよ。だから、同じそうやったら人権にかかわることについては不適切な人ですから、私はこの場を借りて、町長ね、やめさせることはできないんで、あなたが任命しとるんだからね、おかしいと思ったらやめてくださいと言ってもいいんやないですか。このことをこれから先、きょうはきのう会議出とるし、その件については辞職するという本人の意思も聞いていませんし、今後どういうことになったか見守っていきたいと思います。だけ、真剣に、町長、取り組んでほしいと思います。これでもう、本人も反省している面もあると思いますんで、この質問は終えたいと思います。

続きまして、2件目の副町長の問題についてと。先ほど聞いたら、ちらっと元副町長が、「もうわしゃ、ここにおる立場」とかいうふうに言っているのが聞こえました。もちろん、そうでしょう。きのうで任期が切れたわけですから。私は少なくともね、議会で一言ね、「4年間お世話になりました」と、「築上町発展のために、一生懸命私は頑張ったつもりでございます」と言ってね、お別れの挨拶ぐらいいただけるかなと思っていたんですけど、一言もなかった。やはり僕はその点について残念だなと、これはもう私の気持ちです。そう思いました。それをあなたが気がつかなかったこともあなたにも責任の一端があるんじゃないかなと、私はこう思っています。今後、そういったことも含めて職員がやめるときもちゃんと挨拶させる、1人ずつ挨拶させるわけですから、やはり今まで築上町の行政についてあなたの補佐役として頑張ってきてくれた人ですからね、やはりその人にはやはり敬意は表したいと思いますけど、きのうの上程見たら、何で町長、一言挨拶ぐらいする機会を与えてあげなかったのかなと残念でなりません。これはもう余談になります。余談になります。それで、いい、行くよ。そうせんと、あなたは言い出したらあやない、こうやない言うて時間がかかって私の質問終わりません。きょう長いですよ、多分。それで言いますけれども、12月と3月の議会、業者選定の契約の問題で私は言っていない。ほかの議員さんが委員会でも議会でも言いました。その件をどう動かしたか知らんけど、私を敵対しとるという人がおって、築上町でそういうもっぱら評判になっています。いや、そこまで言うんやったらね、間違っことは正さないかんと思ったから、きょうは一般質問に立ったわけです。

前置きはそれぐらいにしておきますけれども、あなたは粗大ごみの処理ですよ、について築上町にはちゃんとした持ち越しの条例があると思います。それと不法投棄をしたというか、自転車、そこら辺に自転車があって目についたから片づけたという話ですよ。これは副町長が、あなたが、町長が答弁したのは、副町長は12月の議会は休んでいましたから、答弁したのは副町長が親切で処理場の中に、たまたま自家用車が軽トラックやったから運んだんでしょと、議会が議員さんがそんな細かいことぐじゅぐじゅ言わんでもいいやないかねちゅうような発言をした

と思います。言葉一言一句間違えんようには言えませんが、そういう内容だったと思います。あなたに僕は委員会で聞きました。「放置自動車の処理の仕方、町長、知っていますか」、そして、町長は最初はこう言いましたよね。「放置自動車があつたらあれやから、やはり行政としては片づけてあげたんだ」と。知らん人が聞いたらくよく聞こえますよ。放置自動車というのいろいろな種類があると思います。

まず第一に言われるのが、ちょっと車もないし、自転車もない、ちょっと遠いから、あつこ自転車あつたけ乗っていかちゅうようなに、勝手に使わせてもらったんですよ。で、処理のしようがないからほつたらかすちゅう点が1個あります。

もう1つは、酒好きで泥酔しとって自分の自転車をどこに忘れて帰ったかわからんという例もあるかもしれません。しかし、問題はその後なんですよ。放置自動車においても、現在の自転車、ほとんど100%防犯登録がされていると思います。そしたら、行政で町長がそこまで言うんだつたら、僕は余り言うつもりなかったんですけどね、町長、本当に放置自動車の処理の仕方知らなかったやないですか。例えば、椎田の駅前にあつたら、派出所、最寄りの一番近い警察に持って行って放置自動車ありました。防犯登録で調べます。警察は。警察がうちで2カ月なら2カ月連絡とつたがとれんと。だから、行政で処分してもらえませんかちゅうて初めて親切でしたことになると思いますよ。それをまだ必要とするかもわからない自転車が、それは、仮に、僕は放置自動車やなかったんやないかなという気もします。必要とする自転車やつたら届けに行くでしょう。でしょう。でもね、自転車拾ったわけですよ。簡単に言うたら。拾ってね、処分したんだよ、人の財産。一種の横領ですよ、これ。調べてみらんね、法律を。あなたを支えるナンバーツーが勉強不足だったかもしれないけど、そういうことをしたということについて、あなたが工藤議員の質問に対してそういうふうに答えたと聞きました。たまたま2日目の一般質問で、私は昼から届け出して休みました。そのときにその話が出たと聞いております。それで、工藤議員が、「私がそういうことをしたら、町長、どうですか」と言ったら、「それはいいやないかね」ちゅう言うたと。いいんですか。ね。そんな人が築上町の補佐をしとるの、僕、情けないんですよ。正直言って。今まで私はあなたを支持して支えてきとるとは事実ですよ。しかしね、新川久三が憎いんじゃないくて、新川さんのしよる町政が余りにも軽いところがある、余りにも走り過ぎだと思っっているから、僕は警鐘を鳴らしよるだけですよ。それで。それが1点。

そのときに粗大ごみも軽トラックに積んでいました。それをどう思ったか知らんけど、職員が防犯ビデオに残ったものを警察に相談に行っています。というのが、計量器に乗らんでごみを捨てたわけですから。そこにおった人が横に乗って車をUターンして帰ってきたら、荷はなかったと。そのビデオがありました。そのことについても他の議員が質問しました。そして、本人は黄色いゴミ袋に入れとつたと言いました。ところが、ビデオを見るとゴミ袋に全く入っていません。

そしたら、そのビデオを見せた職員が守秘義務違反やと。自分のしたこと棚に上げてそういうこと言うんですよ。ね。それについて、それはもう私とあなたの見解が違うかもしれません。3点ほど言いますが、それで一気に答えていただきたいと思います。

もう1点。もう1点は、火葬場のダクトが腐食していたと。その件で、職員と退職されてその職員の先輩と2人で現場を見にいっています。そのときに、その機械を入れた会社の実質のそのオーナーである、火葬とかそういう仕事を、あそこの仕事をしている委託業者の職員がそれを聞いていたそうですね。それで処理させないかんちゅうことになってですよ、それはそのまま置いて、そのときの責任者である職員が役所に来て、全部、副町長に皆さん、課長連中相談していますから、あなたじゃなくて副町長が町長みたいなもんですよ、はっきり言うて。ほかの人やったらきょう来とるけ余り控えて言うけど、僕は控えません。本当のことですから。個人で憎んで言っているんじゃないんですよ。立場上、そういうことしていいのかと。職員を怒りちらかしとるやないですか。お前、あのことは、田舎の言葉で失礼かもしれませんが、お前、あそこ見て、4月から来て何カ月になるんか。何も知らんもんが要らん世話やくな。黙っちゃけ。下がっちゃけちゅうて。ほかのことで相談に行ったら言われて。だから、そこまで言われたら、あつ副町長何かあるんやかと思うて調べたんやないですか。その結果、ごみを、計量器に乗らないけんこと、課長、なつとるでしょう。粗大ごみとか持ち込んだやつは。ね。課長の決裁必要なんですよ。課長は副町長だから不正はないと思って印鑑ついとるんです。我々町民の場合は10万とられた人もおるんですよ。そりゃ、それだけの量持ち込んだんですよ。じゃあ、副町長だったりとか町長やったら、執行権者やったら金払わんでいいちゅうことになるんですかね。条例でちゃんとキロ何ぼちゅ決まっとうやない、課長。うたわれていますよね。僕はその資料はきょうは持っていませんけれども、それを払わなかったら、そしたら、町長は一言言いましたよね。あれたしか、委員会のときかのそういったときに、そんなことなら本人に言うて払わせようちゅう。払ったら済む問題やないやないですか。ほいじゃ、あれ100万があつちゅうて、100万出せたら出さんにゃいけんことになりますよ。たとえ1,000円分しかないでも。ちゃんとキロをはかってびしっとしとつたら、町民の指導する立場におる人のすることやないということで、みんなが声を大にしていろいろ質問したんですよ。これは1点。これは条例違反だと私は思っていますし、質問した議員さんもそう言っていますし、第三者の議員さんの中にもそう言っています。人間関係で言わん人もいるかもしれません。それはいいと思うんですけどね。考え方それぞれ違いますから。でもね、条例違反だと私は思っています。

それと、ごみの件はそうですけど、ダクト、いわゆる火葬場の煙突が腐つとつた。最初、入札したときは3社の相見積もり入札としていますね。機械に関しては。上物は松山建設さんが競争入札で不正なく落札して立派に仕上げで表彰されましたよね、いいものが建つたと。すばらしい

技術を持っているということで表彰されました。ああ、よかったなと私思っていました。ところが、太陽築炉ちゅうんですか、機械もんの搬入した会社、ここは3社で相見積もりして、そこが仕事を、見積もり入札かなんかしてもらったんです。それはまがいなりにも見積もり入札しとるから不正とは言いません。証拠もないし。そしたら、物品についてとかそういう契約、業務委託で随意契約できる金額が決まっていますよね。地方自治法の167条の2項から第9号までの内容。その中にうたわれているのが、工事または製造の請負については、150万を超したら見積もり入札のように入札にかけるべきだと。これは各市町村によって全国で違うと思います。金額は、200万のところがあれば、100万のところもあると思います。うちは130万と聞き及んでいます。そのダクトのつけ合い工事が、ちょっと今、書類、僕、書類とか持って一般質問したことないからめくるの大変ですけど、一千三百何十万かやった。そこが設計して、計算して、見積もり積算して、そこにそのままとらしちよるやないですか。9年たってそう簡単に腐るものでもないような、技術力のない会社に、それでもあと2社おるわけですから、それこそ相見積もりを、見積もり入札させるなりをしていけばね、これ条例違反とか言いにくくなると思うんですけど。その挙げ句の果ては、課長に聞いたら、苦し紛れにこの前言いましたね、議会で。「そこがつくったものやけ、そこにかえてもらった」と。たとえ、かえたとしても本当は罰則でね、ペナルティーでね、あなたのところは外しますよと言って2社でやるべきやなかったのかなど。私がおの立場におったらそうしますよ。そうしなかったそのことを受けて、ビデオ、何か探しよったらビデオが出てきたわけです。で、僕たちに相談来て。その前に福岡県警に彼は相談行っていますよ。そしたら、廃棄物の処理法で警察が入るまではないと。いうのが、場外でしたんやったら即逮捕できると。場内で処理しているから条例違反しとるかもわからんけ、条例で対応すべきやなからうかと。こう言われたから、議員さん、どうですかと我々に相談があったわけ。そのビデオを見せたらね、第三者にビデオを見せるというのはもってのほかやと。我々庶民の代表ですよ。あなた方が間違っただけをしたときにね、ちゃんと意見を言うて、間違っるとるよちゅう言わないけん立場で、それせんのやったらもう議員ならんほうがええやないですか。そういう立場でおる私たちに相談来るのは当たり前ですよ。じゃあね、上向いて唾掃いたら自分にかかるでしょうが。自分が悪いことしちよってね、それを正そうとした職員を悪者扱いする、処分に対しては、「どうぞ処分してくださいち言うてください」ち言いよったよ。本人は。だから、最近、僕が口酸っぱくして、課長連中に僕が言うのはこうだと、自分はこの立場におって、こういうふうやってほしいということを言うてほしいと。悪いときは悪いと指摘してほしいと。それを言うていじめられるようなことがあったら、我々議員に相談したらおかしいじゃないかということはいいますよと。手助けしましょうと。そういうことをしています。

それともう1点、これは一番重要です。もう1点は、これほかの議員が質問した件ですけど、

私はその件で追求しよるから私を憎んでいる人がいると第三者から聞いていますから、きょうは憎まれてもいいから本当のことを言わせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 1回……。

○議員（14番 吉元 成一君） いやいや。

○議長（田村 兼光君） 切って。忘るるは。

○議員（14番 吉元 成一君） 全部覚えと、この人は。忘れたふりするんよ。

○議長（田村 兼光君） そうか。

○議員（14番 吉元 成一君） うん。いや、任してください。限られた時間でしますから、ちゃんと。

○議長（田村 兼光君） それはわかちよる。わかちよるけどね、せな忘れるわ。

○議員（14番 吉元 成一君） いいですか。清掃センターの設備点検業務委託の件。この件については、平成23年10月31日に覚書契約で23年の11月5日から29年までの契約をしています。これも他に業者がいなければなんですけど、そりゃ、呼びかけしたら参加したいという業者もいたと思います。そういう中で、結論づけたのは、今これはもうやめたということで名前言いますけれども、有限会社フィールド企画築城支店ということで、あの火葬場の入り口のところに土地を買ってプレハブまで建てたんです。そこが契約したのは、当初は1,310万4,000円、消費税5%、平成24年の4月1日から26年の3月31日、平成27年までその会社はしています。委託契約は、最終的には1,347万8,400円、消費税8%で契約を交わしております。28年の3月までですが、その後、その前後してフィールド企画さんのほうから辞退届が出されております。そこで、もう退職した課長ですけど、その当時の課長に聞いたらかう言っていました。「途中でやめられたら困るけ、契約の間はちゃんとしてくれ」と言ったけど、「それができんのやったらかわるところを探してくれ」と言ったと、こう言っています。で、かわるところを探したんでしょうね。それで、その次の年から、28年の4月1日から現在の業者に委託契約しています。大体、随意契約は毎年更新するなりね、あるいは何かの事情があれば、ところによって違うけど、3年が限度と言われておりますが、これ5年なんですね、覚書まで書いて。その契約の最初はフィールド企画がやめた28年の3月31日にやめて、今の会社が28年4月1日に契約をしております。それが、1,310万4,000円から1,684万8,000円で契約しています。一日でそれだけね、仮に、人件費が上がったとか何とか、それは計算する者が、役場側がこれでという予算を出すと思うんですけども、三百何十万も上がるちゃおかしいやないかという意見がこれが表に出たとき、言っています。みんながそういうふうに感じています。だけ、それでも業者には罪はないんですよ。役所がおかしいでしょう。したことが。28年の4月から29年の3月31日まで、そして、委託料の増額についてと、今回です

よ。28年の11月24日に業者から要望があつております。それで、課長が要望書をいただいて、課長、どう対応したんですか。それ一言、先に答えてください。要望書に対してどういう対応をしましたか。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 環境課長の長部です。そのときは上司に相談しております。

以上です。

○議員（14番 吉元 成一君） というのは、あなたが責任持って回答ができなかったわけでしょう。あなた個人の仕事で契約金をふやすとかいうことじゃないから、できなかったということでしょう。上司、誰ね。町長。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 課長の直属の上司は副町長です。

○議員（14番 吉元 成一君） はい、わかりました。そして、29年の委託料金がそれを受けて2,137万3,200円になっています。その要望内容も聞いていますけれども、この場では申しません。それは要求するほうは何を言ってもいいと思うんですよ。それをかなえたほうに罪があると私は思っています。これ町民の血税ですよ。1円も。でしょう。職員には何かあったらね、処分したりして、罰則ばかりしちよって、執行部は何してもいいんですか。

この3点について、町長、これは条例違反と思うか、思わないかと。そして、このことについて、どういうふうに町長お考えであるかということをお聞きします。長くなりましたけど。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ちょっと前段の副町長の挨拶の問題からちょっと入らせてもらわないかんとおもいますけれども、逆に、反問権もありますね。よろしいですかね。

○議員（14番 吉元 成一君） ないよ。（「あるんじゃないの」「認めていない」と呼ぶ者あり）

○町長（新川 久三君） ちょっと私が質問しなきゃいかんのがあります。というのが、副町長に挨拶を、きのうまでの任期だということで、私は、今回、副町長の再任案を出しております。それで挨拶はまずさせませんでした。これが否定されれば、また挨拶に来てもらおうと、このように考えております。

基本的に、1つ吉元議員にお聞きしたいのは、議運の委員長やっていますね。その中で、副町長の任期が14日までと知っているのを最終日まで延ばしたという、これについて私はちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 何か僕が町長になったような気分で答えます。

それはあの場でもはっきり言いましたが、ここ傍聴者がおるから、私に恥をかかせようと思っ
て言っているんでしょけれども、議会の日時の決定については議運で決まります。私が提案し
まして、議運の委員の皆さんはみんなそれに反対、異議を唱えませんでした。それは事実でしょ
う。

それと、副町長の問題については12月と3月の議会で追求されて、あなたはね、よその馬が
こけとるちゅうか、そういう感覚でおるからね、私はやはり議員の皆さんに、こういった事実を
皆さん聞いているんですよ。その中で常識ある議員やったら、常識がある判断をしてもらうため
にはね、時間をかけて町民に不利益を与えないような人を選んでもらいたいという気持ちから、
私はしました。ただね、うちの議会はまだ反問権とか認めていないでしょう。それはちゃんと申
し合わせて反問権ちゅうことなんよ。これね、町長がね、謁見やないですか。議会に対する。あ
なたや私が聞きよるんは、通常だったら一応任期が切れておるんやから、そうでしょう、あなた、
任期切らかさんこと、14日に提案する予定やったんでしょ。じゃあ、副町長が事あるごとに
築上町のために頑張ってくれた。確かに頑張っていますよ。いいところもたくさんあります。し
かし、この3件についてよくない。そしたら、副町長がいなければね、政治ができないわけでも
何でもありません。近隣の例を申しますと、いろんな事情があるかもしれませんが、豊前市は副
市長を置いていません。吉富も議会とのいきさつで副町長を置いていません。彼たち2人は行政
経験ありません。首長は。あなたは三十数年間行政経験を経て、全てを把握しとると言うたら言
い過ぎかもしれませんが。あなたは立派な行政マンで、立派な政治を行える人と私は確信しとつ
た。だから、1日や2日、副町長が決まらんでもね、僕はね、別段、業務に支障を来さない、そ
の間議員の皆さんにも考える時間を与えるべきじゃないかと、こう判断したから私は提案しまし
た。それが理由です。そして、皆さんが誰一人も反発していないということは、議運の皆さんに
対してあんたが敵対した言い方をしたにしか僕はとりませんよ。僕だけやないでしょう。僕にす
るんやったらいつでもしていいですよ。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。（発言する者あり）

○町長（新川 久三君） 一応答え聞きましたんで、それはそれで結構でございます。というこ
とで、基本的にはただいまもろもろの質問がございましたが、前回の一応議会でも一般質問で田原
宗憲議員、工藤議員等々の質問がございました。その中で、答えがもう全部、一応申し上げたつ
もりでございますけど、基本的には条例は、若干逸脱したところがあるかもわかりません。本人
が持っていくという形を私は何で部下に言わなかったかということは（ ）して、本人もちよ
っと私の不徳のいたすところではございました（「それは自転車の件でしょう」と呼ぶ者あり）
うん。（「自転車の件でしょう」と呼ぶ者あり）うん、うん。だから、そういう（「あの日は自
転車やなかったですね」と呼ぶ者あり）だから、それはそういう形の中で本人も陳謝をしている

ということで、今後はそういう……。

それとあと1つ、暴言の問題もございますけど、これは、今後、一応庁舎内でいろんな暴言があった場合はきちんと対応しながらやっていくということは、これは私は約束をいたします。だから、そういう形の中で職員に徹底をするということで、いろんな暴言を吐かれたとき、町民もしくは町外の人からも暴言を吐かれたときには全て報告せよということで、それに対して対応してまいると、こういうことで私ども対応していきたいとこのように考えておるところでございます。

そしてあと、請負の関係で基本的には私も副町長に任せております。基本的には。最後の印鑑は私が押します。そういう形の中で、基本的には、特に町長の認めるとか、そういう項目もございますんで、私は、ある程度専門的な1つ技術を持っておるといふような説明も受けておりますし、それから、金額がふえておる、これは今まで町のやっておった仕事をその分に回したと、委託者のほうに回したという、そういう説明を受けて、ああ、なるほどそうかということで、金額はふえたということで報告は受けておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 今町長の発言で、条例は少し逸脱した面もあるかもわからんちゅうことはね、条例は少しも逸脱したらいけないのが仕事やないんですか。あなたが長で決めていた、築上町になってから決めた条例ですよ。築上町の。それをあなたの部下が逸脱するようなことがあったらね、僕はそれはちょっとおかしいやないかなと。それと、委託業者は専門的なことちゅうけど、専門的な仕事をできる人は募集かけたら1社だけやなかったと思いますよ。やけ、私は人が茶碗抱えて箸持ちちよるのを打ち落とそうとか考えていません。私がそういう仕事欲しいわけでもないし、憎くもないし、ましては、やはりよく知った人がしよったらね、本当助けてあげたい気持ちですよ。それを誤解されるようなことをするから、僕はこういう質問するんですよ。きょうは見えてくれちよるけはつきり言ったほうがいいと思ったんです。自分の気持ちを。それで、条令を違反することを認めるちゅうことは、町長、あなた、町長やないやないですか。いや、これは僕とあなたの見解の相違かもしれませんが、条例を逸脱することを認めて、職員を皆さん、あなたたちの前では言いませんよ。腹の中でおもしろくないと思ちよる職員たくさんいますよ。個人的に聞くと。その人の名前言うて、お前こう言うたらうち言うて、もし僕がこの場で言うたらですよ、立場なくなるやないですか。もう言い過ぎかしらんけど、殿様みたいな独裁政治みたいなことち言われても仕方ないようなことを時々耳にするけど、いや、言いたいことはちゃんと言いなさいよと僕は言っているんですよ。法律にかなわんことを拡大解釈してする、できる分は法律で許される範囲はいいけど、地方自治法でも決まりね、そして、あなたたちが一

生懸命で考えた条例を違反した副町長をあなたがまた出してきたちゅうこと自体について、これあなたの心境をね、どういう気持ちなのかと言いたかっただけですよ。それだったら、やはりね、議会と執行部とは両輪の輪のごとくと、私は両輪の輪やなくて、両手広げて町長の前に立って守ろうとした時節もありました。しかしね、それは間違っていた。何でかといったら、町民のために両手を広げるべきだと思ったから、きょうはあなたから憎まれてもこういう質問をしているんですよ。もう少し頭を柔らかくして、21日に持ち越したのは、あなたが私の質問を受けて考え方を、もしかしたら変えるかもわからない、多分、あなたの支持者もたくさん見えています。僕はよく知っていますから。支持していない人で興味あって来ている人もいます。では、そういったことを考えたら、町長ね、もうあなたは町民から選ばれた町長ですよ、よほど刑事事件を起こさん限りやめる必要ないと思うんですけど。まだその失礼やけど、死ぬまで町長するならしてもいいんですけど、仮にもう1期しても、もう今でも長いち、皆さん世間、言っていますよ。もう1期出て頑張るとしたら、町長がね、そりゃ、あなたの力で町長になれるかもしれませんが、僕は新川さんが町長でよかったなというまちづくりをするためにもね、あなたを支えてきた人間でも間違っとなら、お前、間違っとならどと言うべきやし、契約とかそういう仕事のことに關しては全て副町長に任しちよるちゅう言い方に聞こえたですよ、さっき。これうそでしょう。最終的に責任とらないけん、あなたの印鑑ついたらあなたの責任よ、全て。副町長が条例違反したら、あなたも条例違反したことになるんですよ。それぐらい、やはりこう、昔の人が言うふんどしのひも閉めてね、町長に取り組んでいただきたいという気持ちできょうはあえてこんな質問したんです。だから、もう聞いたところで、あなたが言うように、反問権があるでしょうと言った。何で21日にしたのかと。議員も考える余地が必要だと思うし、私は間違っていることについては、声を大にして言おうと思っています。で、議会でと、過半数以上が、常識のある判断をして過半数入れるような人が通るとして副町長が認められたら、今言いよることは全て敵対したとか、そういう気持ちがないで副町長に対していい政治をしてもらおうためのお願いもするし、町民のためにこうしてくれんかという相談をするつもりでございます。この点はもう町長に何ぼ言うても、町長の見解がよくわかりましたんで、これで終えたいと思います。でも、町長、条例違反したのは、あなたがつくった条例を違反したんですからね。それだけ覚えとってください。

それと3点目ですよ。3点目について、僕は、これ僕も言われたんですよ。こういうふう。「あんた、あんだけ町長支持しちよって」ち、葬儀の場で言われたんですよ。椎田の方から。「なしてそんなのいじむかね」と。「あんた、片ぐりだけで言うてそんなん言いなあな」ちゅうて言うたら、「わしゃ、人から聞いたけ、ようわからんけど」ち。耳痛いやろ、きょう来とるけ。そういうことです。

3点目の庁舎建設についてに入っていきたいと思います。

庁舎建設の進捗状況はというと、長々と話したらもう15分しかありませんからできませんので、私の言い分を言わせてもらって、その問いについてどう考えるかというお答えをいただいたら結構ですので、そういうことにしてください。

庁舎建設については、私が去年の3月の議会で町民に相談すべきじゃなかろうかと言ったら、町長は執行権だと言って一刀両断のもとに私の質問を切り捨てました。それ何で僕にそんな言い方をするのかなと思いました。その後に、それじゃ、反対者が出るよと言ったら、反対者が出たら対抗馬を出しゃいいじゃないかちゅう言い方した。あれ僕に出れち聞こえたですよ。あれ。みんな聞いていますから、僕はうそ言っていないよ。もう情けなかった、僕はずっとあなたを支えてきたんですから。気持ちの上では。とにかく町民サイドに御理解をいただいて、町民が理解してよりよい庁舎を建設してほしいと。場所はここでも結構ですよ。僕は言ったやないか。真如寺でいいのなら、町民が言った真如寺の山の中でもいいし、考えられることがアグリパークでもいいし、寒田でも僕は構わんち言うとするやないですか。それ反対のじょうしてちゅうてね、耳に入ってくるんですよ。ある議員なんかはね、「お前、椎田から出ちよてね、椎田に庁舎建てるのに反対してね、お前、とぼくんなよ」ち言われてね、びびっとる人いますよ。それで考え方変わった人は。だから、僕はあなたに言ったじゃないですか。あなたは言いましたよね。副町長の件は否定されても何回でも言いますと。それあなたの信念ですからいいですよ。出せばいいやないですか。そのときに僕は絶対否定されません。通りますよ。1票差で。庁舎のときに気持ちの変った人はそのまま通さんと、次の選挙が控えていますから。それで脅されているわけですから。それ僕が直接聞いたんやないけど、ほかの議員さんが同じ椎田の立場の議員さんに相談しているわけですから。それが本当の政治なんですか。それで、僕は、前置きが長くなって大変申しわけないんですけど、庁舎建設について、とにかく予算通りましたとね。臨時議会がいつあると、いつ通るちゅうことを情報をキャッチしておかしいじゃないかことを言うたらやはりそのとおりに通りました。私議運の委員長やし、議長もいつ臨時議会するか知らない状態のときにそういう話が出て、僕は局長に、「臨時議会いつ、この日にするんか」と言ったら、「いや、聞いていない」ち言われた。偶然通ったんかもしれませぬ。たまたま当たったんかもしれませぬ。その情報を言った人は。でも、そういうことは大人が考えたら裏があるなと思わんのですか。そして、来たんですけど、あなたは庁舎建設検討委員会ちゅうんですかね、を立ち上げて広く町民に委員になってもらおうという形をとったと思います。ところが、主たる産業は農業といわれるこの築上町で、農家の方が一番ふるさとを捨てんで、もうからんけど頑張りよるんです。その人たちの代表者が、僕は農業委員会とか言っているんじゃないですよ。農業に関してはいろいろあると思うんですけど、その方々の代表者が誰も出ていない、それを選ぶ対象にしていない。それと、ほとんどの委員会ができたら、男女共同参画会議からほとんど出ています。今回に限って出してもらえ

ませんかということをお財政課長が言っていない。

それにもう1つ上乗せすると、都市計画審議会というのがありますね。都市計画審議会は13人ですかね、課長。課長、「はい」と呼ぶ者あり)メンバー13人やね。いやいや、もうそれで……ほんでしていますが、財政課長は担当課長に都市計画審議会から1人選出してくださいということを行ったと私に言いました。それはもうあなたも聞いたでしょう。そりゃ、竹本課長は勘違いして代表者を出してくれと思うたと言うて代表者の方が出ています。どなたがなっても、都市計画審議会の中で選任されたんやったら、僕は不足言いません。議長、副議長、武道委員長、私、この議会の常任委員長まで含んだ4人が審議会の委員になっています。誰が代表で出たかは後で聞いて知ったと思うし、議長なんか余り頓着しないから誰かもわからんと思うんですよ。それで、局長から継続でなったださいちゅうことで署名と捺印が欲しいと言われて、ああ、都市計画審議会には一番都市計画するんやから一番大事なことやけ、委員を選任してくれち言うてないかなと思って聞いたら、言っています。どこ担当と言ったら、竹本。2人呼んで、竹本も委員会開かんでね、勝手に決めていいかと怒りました。たとえ、それね、常にね、もう議員さん方控えてくれる。議員さん方が一番大事でしょう。町民の代表者として選ばれて出てきているわけですから。そういう人たちが一言もね、町民の意見をね、その場で反映することはできないんですよ。私ども4人は、私もなりたいたとは思っていません。しかしね、審議会の中のメンバーに商工会の会長、それに観光協会の会長、自治会長会の会長、自治会長会の会長は検討委員会に出ています。でも、自治会長会からじゃなくて福祉協議会の代表で出ています。見たら、都市計画審議会の中で出とるんですよ。それに、北村会長、5人出ているんですよ。僕は認められんと思うとる。委員会を開いて新たにした議題も出さんでいいんですよち言うたら僕は何も言いません。これが民主的やないんですかね。開かれたまちづくりをするためにこれが一番必要やないか。密室の会議したのと同じやないですか。じゃあ、この人がね、皆さん、御存じの方もおるし、御存じじゃない方もいると思いますけど、西日本工業大学建築の教授か何かでしょう。学識経験者で、町長はこの人とどういう関係か知らないけど、ほとんどの何かそういったことにはあの人が出てきとう。都市計画審議会も委員長になっていますよ。今度、聞くところによると、庁舎改築特別委員会の委員長も北村さんが受けています。立派な方だと思います。見識があるし。しかしね、築上町の町民が利用する、築上町の町民の意見を聞いて庁舎を立てるのを決めて委員会をつくったとするなれば、北九州に住む人がね会長になって、それは委員会を選んだちゅわそれまでもかもしれませんが、そういう人は、僕は建築物に詳しかったら、彼はオブザーバーでいいんじゃないかなとこう考えています。それで、竹本君に言うと、議会終了後に委員会を開きますと言っていますけど、町長ね、そのことについてね、委員の選任について本当偏っていないかと。女性の代表者、農業の代表者を含めて、当然、そうでしょう。あなたに質問状出したりね、議会で

反対する人がかかわる団体を選ばんのかなと、みんなそう思いますよ。そうじゃないとね、選ばない理由を述べていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 検討委員会、諮問委員会とかいろいろありますが、政策提言という形で前向きな提言をしていただくという形で私は信用いたしておるところでございますし、基本的には、議員さんはひとつ違う場で私は議論するのが本来の筋じゃないかなと考えて（「じゃあ、特別委員会つくれち言うんです」と呼ぶ者あり）それは議員さんの、皆さんの判断でやってもらえればいいんじゃないかな思……。

○議長（田村 兼光君） もういいやろう。黙っちよき。

○町長（新川 久三君） だから、そういう形の中で私が選任するのは、前向きな形で協力をしていただけるという方を私は専任をしていい案が出て、あとは職員が仕事がしやすく、住民のサービスが十分にできるような仕事がしやすい庁舎、それから一番大事なのが防災センターを兼ねた庁舎と。これを毛頭におきながら皆さんに検討していただきたい。それから、あとは障害者、いわゆる弱者の皆さんが利用しやすい、そして、町民の皆さんが現状の庁舎では基本的には狭いロビーでございます。だから、くつろげるロビーを。そして、会議室も多くと。こういう形で住民サービスが十分にできる庁舎であれば、私はいいと、このように。そして、その中で意見を少し、関係者の皆さんに意見を聞いて、それで、プロポーザルの基本的な骨子を公開しながら募集をしていこうと、こういう方向性でやっておりますんで、それはそれで……（「わかりました」と呼ぶ者あり）原案は町がつくって、そこで検討していただくという形になりますんで、そういうことで御理解していただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） プロポーザルの話をしようと思って私忘れていたんで、町長が思い出させてくれた。ありがとうございます。

プロポーザル方式というのは過去から町長は不正がないと。談合ができないんだと。談合する必要ないんだから、できないんですよ。僕は調査して、いろいろ研究してみました。プロポーザル方式というのは、企業体をつくって、そこでこういうのがいいという形の、あらかじめ町はこういう枠でということでしたら、その枠の中でよりよいものをつくったところを選考委員会かなんか、どこが選考するか知らん。それが執行部で決めるかどうか知りませんよ。それを決めたらね、そこに決まると。そしたら、入札も何もせんでいいわけですね。そこと契約すると。そういうことになるんでしょう。だから、私今から言っておきます。名前を出して言うと、名誉棄損で会社から訴えられますんで、頭文字言います。MDM、3社、この共同体がもし仕事を受注したときは裏があると、こう言わざるを得ないことがいろんなところから、全く同じ意見を聞いて

おります。議員さんの中にも、直接、第三者から聞いています。間違いないという確認をしたから僕は言いますけど。例えば、建築会社は大手でしょうから、その大手の頭文字がMと。ツウケンも中に入らないかん、そこもMだと。設計会社はD、頭文字が。ここでもしあなた方がそこを選んだところがよかったにしろ、あっても僕は議会で徹底的に指摘をしていきたいと思いで、ただね、僕は名前出すと、そこ名前、頭入れかえて、ほかのところをとらせて裏ベンチャー組むちゅう可能性もあるんですよ。その上にね、名誉棄損で訴えられたら大変ですから。言いますけど。それと、福岡県技術情報センター、インターネットいろいろ調べてみたんですけど、この会社については天下りだと。その上に利益をむさぶりよるち書いています。言葉はそうやないけど、そういう言い方。金もうけ主義やと。そういうところに最初の形を任しているわけですから。そういったところがつくったものは、業者とも癒着しちよる可能性もあるんですからね。もし、MDMと契約した場合は、町長、何も言うてもね、それはたまたま当たったんだらうじゃ通らんと思いで、その点をよく頭に入れていただきたいということをお願いします。そして、町長がもう少し、あなたは町長ですから、何をしても法律違反せんやったらいいんでしょうけれども、もう少し広い気持ちでみんなの意見を聞くように、今後努力してくれることをお願いいたしまして私の質問を、時間が来ましたので、やめさせていただきます。

.....

○議長（田村 兼光君） それでは、ここでトイレ休憩いたします。再開は11時10分からいたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番目に4番、池亀議員。吉元（ ）はよ行ってこな。今よこいがあったんに。池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 4番、池亀です。それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

初めに、学校、教育、子育てについてということで、昨今、全国で学校の先生の自死、過労死が相次いでおります。そういう点からも学校の先生を守るということについて質問したいと考えまして、今回、学校の教員の長時間労働について資料を調べてみました。

学校の先生の長時間労働が深刻化し始めたのは1990年ごろからだそうです。NHK教育テレビは、2001年、「日本の学校、教師たちはなぜ疲れているのか」と教員の多忙化や病気休職の急増を取り上げました。

2006年、今から10年ちょっと前ですけど、文科省は教職員の意識調査を行ったところ、95%の教員が忙しいと回答したことを挙げ、「多忙感を感じている教員が多い。そのことによるストレスというのを感じている教員が多いということは私どもも認識している」と、国会で答弁されております。そして、同じ2006年、40年ぶりに全国的な教員勤務実態調査を行いました。その結果、平均して平日一日3時間37分の超過勤務という深刻な長時間労働の結果が出ました。そして、2008年、文科省は学校現場の負担軽減のための取り組みについて通知を出し、全国各地の教育委員会は学校現場の負担軽減に取り組み始めています。

この中で築上町は教員の負担軽減にどのように取り組んできたのか。教育長、まだそのとき教育長じゃありませんでしたので、わかる範囲で結構ですので、経過についてお聞きします。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 池亀議員さんの御指摘のとおり、教職員の長時間勤務については、随分もう以前から、もう十数年前から言われていることは私も承知しております。

それで、国のそういう実態調査を受けて県のほう、福岡県ではそういった教職員のやはり長時間労働による疲労、あるいは病気等で心身のストレス等がやはり考えられるということで、できるだけ教職員の長時間労働を、勤務を自制していこうという動きはございます。例えば、勤務時間を勤務の日を月2回程度早く、いわゆる定時退校日という呼び方いたしますが、それで取り組んできて現在に続いております。さらに、要するに、一日の勤務時間についてのやはり早目に仕事を切り上げて帰るといふ、そういう取り組みを各学校でもやってきているんですけども、なかなか改善されていないというのが、やはり、正直、実態でございます。それで、また今後、町としてもさまざまな取り組みをやっておりますので、また議員の御質問どおり、応えてまいりたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 全国実態調査、今のから10年たった2016年再度の全国実態調査が行われました。そして、翌2017年、昨年に速報値が発表されています。結果は、各地で負担軽減が取り組まれたにもかかわらず、今教育長答弁のあったように、全国でも教員の勤務時間がさらに延びていました。この結果を受けて、政府は教員の厳しい勤務実態を踏まえ、長時間勤務の状況を早急に是正することを政府全体の方針として閣議決定しました。そして、松野文部科学大臣は、中教審に教員の長時間勤務について看過できない深刻な状況と学校における働き方改革について諮問を行い、緊急提言、そして、中間まとめを踏まえ、文部科学大臣決定、学校における働き方改革に関する緊急対策を公表しました。

築上町の教育委員会にもこの通知が来ていますか。そして、もし来ているのであれば、どういった対策を考えていらっしゃいますか。今答弁ありましたけど。また、この間始まっているコミ

ユニティ・スクールなどの取り組みは、先生の仕事をふやすことになっていませんか。以上、伺います。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 御指摘の文書等は築上町にも当然届いて、我々も見ております。

それで、どうして学校の先生方の忙しさといいますかね、業務の改善ができないのかと。やはり1つは、教員の意識のことがあろうと思います。やはり先生方は、子供のためになることだったらできるだけのことをしようと、やはり非常にそういう真摯な気持ちがございます。いい授業をしたい、それから、宿題とかいろんなプリント類をきちんとやはり点検をして、丸づけをして、コメントを書いてやりたい。そういうそれは学校行事をきちんとした、皆さんから、地域の人からよかったねと言われるような学校行事をしたい、そういう教職員の皆さんの子供や学校に対する思いがあると思うんですね。それがやはり1つ大きな要因としてあると思います。

それから、あとは学校の中の校務の皆問題なんでしょうけれども、やはり今までやってきているね、積み重ねてきたものをやはり大事にしたい。ですから、これをやめようとか、これを省こうとかいうところがどうしてもやはりできにくいところもやはりあろうと思います。長年のやはり学校内の取り組みがございますのでね、いろんな場面で対応するための委員会も、たくさんの委員会を開いて会議も非常に多いです。はい。そういうところがやはり先生方の忙しい理由だと思います。

それで、築上町といたしましても、まず、教員のそういった意識をやはり改めていく必要があると思うし、学校の業務の内容についても見直しをしなければいけません。それから、教育委員会といいますか、国や県のあり方を受けて、築上町もやはり決まりをつくって業務を減らしていくと。例えば、そうですね、一日の勤務時間を、最大、例えば、これまだ決まっているわけじゃないんですけれども、例えば、一日の退庁時間といいますかね、帰る時間を8時までには帰ろうとか、それから、今、月に2回、定時退校日があるんです。要するに、ノー残業、学校は余り残業とはいいませんけど、居残りをするほうを月2回を定時退校日にしていますけれども、これを、例えば、毎週1回にするとか、それから、学校閉庁日を設けようと思っています。学校閉庁日というのは、学校がもう全く誰もいない状況。これを平日に設けようかなと。となると、例えば、8月のお盆のとき、13、14、15、それと、年末の12月の29日からは特別休暇に入りますが、その前の週の28日、この4日間はいわゆる学校閉庁日という形で、今検討しております。はい。検討中なんですけど、できたら、ことしからやりたいなと思っています。

それから、部活動のことなんですけど。中学校の部活動が、現在、週1日、いわゆるノー部活デーというのを町内は月曜日に設けておりますが、土曜日、日曜日も活動しているものですからね。その週1日のこれを、土日も月に何回か土曜日、日曜日の部活動を休部に、ノー部活デーに

しようかなと、今考えているところです。まだ、学校とのあれが決まっておきませんので、できませんけれども、はい。そういうこと。

それから、部活動の指導する、いわゆる外部部活動指導員の皆さん、築上町も築城、椎田中学校両方とも来ていただいています、いわゆる外部の部活動の指導の方を、いわゆる国の来られましたよね、部活動の外部指導の、いわゆる引率ができるという、それを、現在、県のほうでやっています、築上町もできましたら、今ちょっとまだできていませんけど、10月以降できたらいいなというふうに考えています、どういう形であるかは、まだちょっと今検討中ですけど、一応県のほうでは部活動の引率のできる外部指導のほうを各学校1名配当しようという、そういう、今、県のほうの方針がございます。

以上。議長。

コミュニティ・スクールにつきましては、これは議員の御指摘の先生方の勤務労働等に支障があるのではないかなという、むしろ、ふえるのではないかなということでございますけれども、私どもの考えとしては、先生方の勤務時間をふやすという意味で行っているわけではございません。いわゆる学校が今まで、従来、コミュニティ・スクールなどの考えが起こる前は、いわゆる子供たちのいろんな問題については、全て学校が担う形になっているんですね。先生方が担うべき仕事というのやはり減らしていかなきゃいけないんですよね。となると、先生方の仕事を減らす意味では、家庭で担うべきこともあるし、地域で担っていくこともあろうと思うんですね。だから、コミュニティ・スクールというのは、家庭や地域の方と三者が一体となって子供を育てていくということございまして、先生方が中心となってコミュニティ・スクールをやっていくわけではございません。はい。ということでございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） ありがとうございます。今、先ほどおっしゃいました、学校の先生が子供たちのために尽くすという気持ちがあるということをおっしゃいました。確かに、私たちの調査でもそういう結果が出ております。それはやはり私は大事な気持ちだと思いますので、今ちょっと否定的な見解ちょっと述べていましたけど、それは私は大事にしてやってほしいなと思います。

それから、文科省の調査によりますと、2015年ですが、公立の小中高でのうつ病など精神疾患で休職した教員は5,009人と全体の休職者の60%を超えています。とりわけ、20代では病気休職者に占める精神疾患者の割合が8割に迫っています。築上町にもこういう事例が発生していますか。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 築上町でもやはりそういった精神的なあれで休職なさっている方がい

らっしゃいます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） きょうは1回目の質問ですので、きょうの答弁を受けて、また次以下もこの質問続けていきたいと思っております。

次に、劣悪な教育環境について伺います。

少し古い資料ですが、2005年から2009年のOECD各国の調査で、国内総生産（GDP）に占める教育機関への質は連続して加盟36カ国中最下位でした。日本は、2009年度は3.6%で、最も高かったデンマークの7.5%の半分以下です。ことし2018年の日本教育新聞市区町村教育長アンケートでは、働き方改革のため国に期待する施策で97%の教育長が教職員定数の改善を望んでいます。教育長もそうですか。もしそうであるならば、OECD各国で日本は最下位の教育機関への質は国に対して改善を求めるべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） やはり教職員の業務をどうしても負担を減らすためにはやはり教職員の定数をふやす必要があると思います。小学校は御存じのように、一日ずっと授業に入っていますので、築上町も国の定数に沿って行っているわけですが、町の理解をいただいてプラスの、町の雇用の教職員も配置もいただいております。ただそれでもやはり教職員の定数をまずふやさなければいけない。これは、我々教育長の学校現場を思う気持ちも十分わかっていますので、教職員の働き方改革の第一に教職員の定数の増員、これを考えております。そういう要求を県、我々はまず県を通じて、そして、我々教育長の代表等が県のほうにお願いに行き、そして、国に対しても、文科省に対してそういう要求を出しているところでございます。はい。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 次の質問の答弁も少し入ったと思うんですが、次の項に入ります。

現役大学生に臨時教員免許、これ福岡県ですが、始業式までに先生が決まらないなど、福岡県の教員不足は慢性的で深刻です。福岡県の児童生徒1人当たりの教育予算は、今、国が低いんですが、その中でも小学校で全国ワースト6位、中学校でワースト9位と低レベルです。教育予算拡充、正規雇用で先生をふやすことが大事だと私たちは考えます。今年度福岡県は、正規雇用を抜本的にふやせとの要求に、2015年度に499人だった新規採用数を1,000人以上の採用枠に拡充しました。また、中学校教員の病気代替が100%措置されるようになりました。築上町の学校にこういったゼンシン面の影響がありますか。必要な先生は配置されていますか。

もう1つ。また、通級指導教室は平成29年在籍児童生徒数8名に対して、築上町は配置数は1人となっていますが、先生の負担の限界を超える状況でしょうか。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 教職員の定数のことですが、新規採用の教職員は、毎年、増加してきております。今年度も京築全体では90名を超える新規採用がございます。この京築、全体ですけれども。新規採用教員が90名を超えております。これはもう私の経験では過去最大の新規採用のキョウシンだと思っております。したがって、議員御指摘のように、国、県もやはり教職員の定数については新規採用を大いにふやして少しずつでも改善していくという、そういう気持ちも、我々、受け取るということは多少できているというふうに考えております。はい。

それから、通級指導教室は、町内に、学校に設置してございまして、通級指導教室に専門に指導にあたる教職員をそこに配置ができております。はい。通級でございますのでね、いつも児童がそこにいるわけではないんですけれども、授業等によってそこに入ってもらってその子に応じた授業等はできているというふうには考えております。

（「2名（ ）希望しているけど、（ ）が1人ということで、それで今のところ大丈夫なんですか」と呼ぶ者あり） ああ、そうですね。今のところは、はい。それでやっていけるというふうに思っております。はい。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 次に、学力テストの問題です。

学力日本一の福井県で、県内の中学2年の男子生徒が自死した指導死をきっかけに、福井県議会は教育行政の根本的見直しを求める意見書を可決しました。学力日本一を維持することが本県全域において教育現場に無言のプレッシャーを与え、教員、生徒双方にストレスの要因となっていると考える。これでは多様化する子供たちの特性に合わせた教育が困難と言わざるを得ないという意見書です。県会自民党の斉藤県議はこう話しています。「福井県は学力日本一ではなく、学力テスト日本一です。学力テストの平均点を上げることにどれほどの意味があるのか。尋常でない多忙化のもたらした教員のストレスは限界に達しております。委員会では、この状態を解決しない限り同じような事件は防げないと考え、教育行政のあり方について意見を求めました。子供たちには問題意識を持って多様なものの見方や考え方、生き方を学んでほしい。ふるさとを担う人間づくりを目標にした教育を目指すべきです」と話しています。国連子どもの権利条約がいうように、1人の生徒の意見、教師の意見が尊重される民主的な学校になることこそが今必要だと考えています。教育長も同じようなお考えでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 子供たちの学力向上、学力について、やはり学力向上が第一の学校の使命だというふうに思っております。教職員もそういうつもりで授業を初め、いろんな体験的な活動等を通して学力上げようと思っている。ただ学力というのは、ペーパーによる点数だけでは

なかろうと思います。基礎基本を大事にしながらいろんなそういった社会力といいますか、社会適応のそういった能力もやはり学力に入ると思うんですね。いわゆる生きる力という大きな国のキャッチフレーズがございますけれども、やっぱりそういった生きる力というのは、ペーパーテストのような学力だけでははかれないと思っていますので、この築上町も各小学校等はいろんな町内の歴史文化遺跡等に、いわゆる体験的な活動をやっていまして、そういうものも、我々、非常に大事な活動だろうと思います。そういったものが全て合わさって総合的な学力となっていくというふうに私は思っております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 次の質問ですが、今の答弁ともかかわると思いますので、答弁は結構ですけど、一応。

学力テストにかかわってもう1つ質問します。

政治、国や自治体の一番の役割は教育の条件整備、やってはならないのは、教育内容への介入支配だと考えます。子供が学び、成長する権利がまずあって、教育とはその権利を保障するための社会の営みです。教育は自由や自主性が欠かせません。教科書の採択は権限も、諸外国では中国などを除き実際に教える教員、学校が決めるのが基本です。教育は先生方の自主性を学校の中でもっと保障すべきだと考えます。これ、今の答弁で結構です。

次、ユニセフ国連児童基金の研究所が発表した先進国における子供の幸せという調査があります。

先進国の子供の幸福度を調査したのですが、15歳の子供たちの疎外感の項で、「孤独を感じる」と答える子供は日本が最も多く30%で、日本の次に多いベルギーの約2倍となっています。他国の平均の3倍以上です。日本の子供たちはより深刻な状況に置かれています。国連子どもの権利委員会も、これまで何度も日本の教育制度がもたらす過度の競争がいじめ、不登校、中途退学、自殺などを助長している可能性があるとして日本政府に勧告しています。今、日本の子供たちが置かれている過度な競争や貧困などの教育条件の転換こそ必要だと考えます。簡単にいかがですか。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 議員おっしゃるような、そういったような傾向が見られるということでございますが、孤独、特に子供が孤独の状態に置かれているという、これはもう見逃すことができない状況だろうと思います。

子供の貧困についてもそうでございます。私ども教育に携わる者が全ての子供が自分のまだ将来の明るい見通しを持って生活ができるということをやはり大事にしなきゃいけないと思います。特に、自我の目覚める小学校高学年から中学校にかけては。

町内の両中学校では、ユニバーサルデザインによる学校教育のあり方というのを現在研究テーマにしておりまして、ユニバーサルデザイン、すなわち全ての子供が生きがいを持って学校生活を送れる、そういった、現在両中学校では取り組んでおりまして、我々もそういうつもりで教育行政をやっていきたいと思っています。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） これで学校を終わります。

次に、小さな学校について質問します。

日本の教員1人当たりの子ども数はOECD諸国の平均を上回っており、1クラス当たりの子供の人数もOECD平均を大きく超えています。欧米では小中校は1クラス20人前後なのに、日本は35人学級さえいまだに完全実施されていません。山梨県早川町教育委員会の取り組みについてお話したいと思います。

早川町教育委員会は小さな学校のよさをアピールしています。小さいけれど、笑顔はでっかい。日本一人口が少ない町の素敵な学校、学びができる学校として3つの疑問に答えています。

「小さな学校に対する大きな誤解として、早川町には小さな学校しかありません。しかし、それぞれの学校がキラキラと輝く教育を目指し実践しているのです。私たちの将来を担う子供たちは町の宝です。皆さんはどのように思っていますか。本当に小規模の学校は子供たちの教育にとって不利な条件だけでしょうか。皆さんが誤解していることはありませんかとして、1つ目に、学力がつかないという疑問に、いいえ、そのようなことはありません。義務教育では教科書に沿って全国どこでも人数にかかわらず同じ教育を行っています。子供たちが受ける教育はそれ以上でもそれ以下でもありません。むしろ、先生と子供たちが向き合う時間は小さな学校のほうが多いのです。子供たちが先生と向き合う時間が多いことにより、つまずきなどは改善される可能性が高くなります。2つ目に、社会性や協調性が培われないという疑問に、いいえ、大きな学校では上級生や下級生と交流することはなかなかできません。同級生という横のつながりの中で学ぶ機会が多くなってしまいます。しかし、小さな学校では同級生はもとより、上級生や下級生と学ぶ機会が多く、子供たちは上級生を慕い、下級生を思いやる気持ちが自然と身につきます。3つ目に、競争意識がなくなってしまうという疑問に、確かに競争心はいろいろな面で子供たちを向上させていくものですが、果たして人数の多い学校だから競争心が養われるのでしょうか。本当に必要な競争心とは人に対してではなく、学びや生活などに対する向上心なのです。学校の大小には関係なく、子供たちと家庭、そして、教職員の努力によって培われて行くものなのです」として、「子供たちの笑顔は南アルプスのように大きく素敵なもの。どうか多くの皆様に小さな学校のよさや可能性を理解していただきたいと思います」で結び、小さな学校のよさをアピールしています。

南アルプスの山のふもとにある小さい町の取り組みですが、築上町にも小さい学校があります。もっと町は、小さい学校のよさをアピールしていく努力が必要ではないかと考えます。町長、答弁をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） アピールよりもやはり充実した、子供が環境の中で勉強して、そして、また成長していくと、これが大事だろうと考えておりますし。今、築上町では、基本的には10人未満になれば統合の話は進めますよという1つの方針を持って、それを下らないように地域がやっぱり頑張ってもらっております。そうすると、地域がやはり子育てやってもらうということでコミュニティ・スクール、これをやはり地域と学校と一体的な形になって学校にはやっていただくということで、教育総合会議でも私が少し口が出せるようになったんで、そういう方針をお願いします。ちゅうことで、現在、学校のほうにはお願いしておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 今のは私の意見ですので、私も議員になってもう3年になりますので、自分の意見も述べたいと思ひまして、今回初めて述べさせていただきました。

次に、「住みたい田舎」6年連続3位以内、豊後高田市の子育て支援について質問します。

先日、昨年、行橋に家を建てて築上町から引っ越された子育て世代の方からこんな話がありました。

行橋に引っ越してみて初めて、子育て支援など築上町のほうが生活を守る施策が充実していたことに気がついたという意見です。前から言っていますが、アピールが足りないんじゃないかと思ひます。簡単に。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応施策についてはホームページとかいろいろアピールはしておりますけど、まだまだ大々的に、あとはマスコミが報じてもらえれば、これは無料のアピールになるので、ぜひやはりマスコミを通じながら築上町の利点、いいところという、子育てについてはこんないいところあるよということを、今後、またお願いしながらやっていこうかなと、そういう形でございます。ですのでよろしくお願ひします。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） それでは、大分県豊後高田市に入ります。

この「住みたい田舎」6年連続3位以内の全国で、6年間というのは全国で唯一の自治体です。

私たちもまちづくり委員会で視察に行きましたが、ことし4月から高校までの医療費と幼稚園から小中学校までの給食費無料化が始まりました。市レベルで全国初だそうです。現在では保育料は県内一の安さ、放課後児童クラブの減免制度、小中学校の教室のエアコン設置、就学援助の

入学準備金は2月に支給、第1子、第2子に5万円、第3子以降に10万円の出産祝い金などを実施しています。比べてみますと、築上町もそんなに遜色ないんじゃないかと私は思います。

今度、上毛町が保育料の引き下げを打ち出し、豊後高田市より安いとアピールしています。築上町も給食費の米代補助を打ち出しましたが、金額がわずかで、もちろんすばらしいことですが、お父さん、お母さんに余り恩恵を感じられないのではないかと。これは希望なんです、何とかやりくりして、例えば、半額補助にでも将来的にできないかというお考えはないでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 負担をそれぞれ保護者にしないようにするのは、これはいいことだと思いますけど、やはり町の財政もひとつ考えなきゃいかんということで、保育園についても第3子から無料という保育園、幼稚園ですかね、それに幼稚園については助成をすると、保育園については保育料を徴収しないというふうな施策も始めたばかりでございますし、本当に子育てという形になれば、きりがないほどたくさんフォローすれば子供が多くなるという形になろうとは思っています。（発言する者あり）はい。将来的にはそういう方向性は持つてはいたいとは思いますが、いろんなまた財政等も絡みがあって、だから、子ども医療費も国がある程度小学校まで出していただけるという形になったんで、高校生まで出したらいいんだらうというふうで18歳まで出すようにした次第でございますんで、徐々に改善はしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 将来的に結構ですので、ぜひ。

次に、介護保険について質問します。

今回初めて介護保険の質問をしようと思って少し勉強して、今までいろんな報道などで聞いていた話が本当にひどいものだと改めて気づかされました。今度私も65歳になりまして、先日、築城支所の説明会に行きました。そのときにいただいた冊子で説明を受けましたが、築上町の場合という項に、65歳になると以下のような保険料の変更がありますとして、65歳になる前、国民健康保険の場合の介護保険分年額6万2,510円だった方の65歳からの介護保険料年額10万387円とあります。これは、この例からいいますと、この方は今までも高かった国民健康保険よりも4万円高い保険料がとられることになるということですね。

○議長（田村 兼光君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。ただいま池亀議員さんからの御質問にありました介護保険料についてでございます。

介護保険の保険料については、公費で半分を賄って、その半分を40歳から64歳までの方の2号被保険者の方と65歳以上の方の1号被保険者の方の保険料で賄う制度になっております。

そのため、この介護保険料ですが、今後3年間のかかるであろう介護費用、それを先ほど言った皆さんで割って負担をしていくという費用になっておりますので、今、池亀議員がおっしゃられたように、そういうふうになる方もいらっしゃるのが事実でございます。

以上です。

○議員（4番 池亀 豊君） 上がる方もいらっしゃるんじゃなくて、負担するように書いている。そういうふうになるという話は聞いていましたけど、私は、これちょっとびっくりしました。

次に、保険料を滞納しているについて伺います。

次に、冊子の中の保険料を滞納している人についてですが、これは年金が月額1万5,000円以上の方は年金から天引きされるわけですから、年金が月額1万5,000円以下の方の場合になると思います。

まず第1に、年金が1万5,000円以下の方からも保険料をとるということが、まずびっくりしました。

厚生労働省は、今回の介護保険の改訳で一定所得がある人の利用料が2割から3割負担に引き上げられることに伴い、介護保険料未納者について4割負担となることを周知するよう事務連絡を出しています。今回、支所でいただいた冊子には、古い冊子にはなかった平成30年8月から所得が一定基準より高い人が滞納した場合、4割となりますと親切に赤字で書き加えられています。私はこういう何か笑顔があふれる冊子に、こういう脅しのような文を書くのは余り賛成できません。これ私の意見です。答弁は結構です。

次に、築上町地域包括支援センターについて質問します。

地域包括支援センターの町の総合事業の仕組みなど簡単に、きょうは簡単に結構です。説明をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。築上町地域包括支援センターについてでございます。

地域包括支援センターというのは、市町村が設置主体となりまして、保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して3職種のチームアプローチにより、総合相談支援、権利擁護、在宅医療・介護連携、認知症施策等の事業を行っております。

また、築上町においては保健師2名、看護師1名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名を配置、それと介護支援専門員6名を配置しております。

介護保険の要支援者と総合支援事業者への介護予防ケアのマネジメント等も行い、自立支援ができるようなサービス提供に努めております。それから介護が必要な状態になっても高齢者やその家族が住みなれた地域で安心して暮らせるように医療、介護、介護予防、生活支援、住まいを

適切に組み合わせ、切れ目ないサービスを提供する地域包括ケアの構築にただいま取り組んでおります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 済みません。厚生労働省は2018年の介護保険の改定で、できないことを何でもかわりにやってあげるようなサービスだけを並べるのではなく、できる状態にする、できるようになっている方として訪問介護の生活援助について必要以上の提供をしているケースが多いという理由でケアプランの適正化、一定回数以上の利用があるケアプランは市町村の地域ケア会議への届け出を義務化し、必要に応じて検証、義務化する仕組みを導入しました。これは利用抑制につながる重度化防止に違反するものだと考えます。また、届け出を受けた市町村はケアプランを点検、検証し、必要に応じてケアマネに是正を促すと言いますが、利用者とケアマネの間で成り立っている契約に、契約関係のない市町村がどの程度介入できるかについて私は疑問を感じています。どうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。そうですね、そういうケースがあったときに、包括ケア会議というのを開いて検討するようになっております。

実態としては、それによってサービスを打ち切るとかということではなくて、よりよいケアというのはどういうことかというのを話し合う、アドバイザー的に入るというような形で行っていると聞いております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） それでは、次に、減免制度についてお聞きします。

築上町は福岡県介護保険広域連合Bグループですが、この広域連合には苅田町にあるような減免、軽減などの制度がありません。介護保険料は改定のたびに上がり、制度が始まった2000年の保険料の2倍を超えています。

3月議会で広域連合議会議員として築上町は町長を推薦し選びました。町長は、築上町民の命と暮らしを守る立場で広域連合議員として頑張ってもらいたいと思います。ちょっと気持ちを。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 広域連合運営の議員として私が議会の推薦で出させていただいておりますが、基本的には連合という形の中で、特異な、苅田町はそれぞれ単独でやっております。介護保険を。そういう形の中で独自の政策ができるんですけども、やっぱり県下連合という形の中であれば、全国的に見て標準的なことしかできないんで、特別なことができないという問題もあ

るように私は感じておるところでございまして、その中でぜひこれだけはという形があれば、私も議会のほうで質問をしながらやっていきたいと思っておりますが、今のところやはり財政的に保険料、それから国から来る給付金ですかね、これで賄うという形になれば、やはり最低限の方しかできないのが現状だという認識を私は今持っておるところでございまして、潤沢な予算が国からくれば何とかできるんでありますけれど、保険料をいただきながらやるという形になれば、保険料も上げることはできないという形になれば、現状の問題でいたし方ないのかなという今感覚を持っているところでございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 以前、議会で町長答弁で我が党の議員が広域連合の議会で質問したことに對して、「あんたんとこの議員が何かいつも言っているけど」というような何か言い方をされたことがあると思います。それはちょっと私は議会議員ですから当然のことであって、その認識を改めてほしいということをお願いしておきます。

次に、庁舎建設について質問します。

議会開会日に何の経過説明もありませんでしたので通告しました。その後、第1回検討委員会の資料をいただきました。きのう、きょうの質問で私の聞いたかったこと、それ以上に詳しい説明が聞けました。それで、言いたいことが2つあります。

1つは、3月議会で町長は、議会に丁寧な説明をしてという答弁をしています。今回いただいた資料には、事務局より確認の意味で要綱を読み上げて説明、資料により説明などの記述がありますが、説明の中身がありません。検討委員会で配られた資料とともに説明も議会にいたすべきだと思います。出していただけますでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 前回の検討委員会は、一応顔見せ的存在で基本的なことを説明しただけでございますので、検討事項はある程度詳細に出てくれば、また議員の皆さんが、別途、全協あたりで説明してもらいたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 2つ目ですが、これは意見です。

基本構想・基本計画（案）に対するパブリックコメントの意見ですが、ある方から、「合併協定は12年前に締結した協定であり、新町の事務所は現行と記載されてはいるが、新庁舎の位置は現行と記載されていないので、新庁舎の位置は現在位置に庁舎を建設する根拠にはなり得ません」との意見がありました。それに対して町の考え方の欄には、1から5の説明があり、最後に「合併協定で締結した理由だけで計画するものではありません」と、この意見に対する答えが示されておられません。であるならば、私は、今からつくる基本構想基本計画に、この2、合併協定

書の欄は削除するべきだと考えます。これは意見ですので、答弁は結構です。

はい、本日の私の質問はこれで終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） それでは、これで午前中の質問は終わります。再開は午後1時からとします。

午前11時53分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番目に5番、工藤久司議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 6月議会の一般質問最後であります。午前中は傍聴人の方がたくさんいたんですが、昼からも少ないとはいえ、来ていただいたことには本当に感謝をいたしたいと思えます。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

まず1番目の質問ですが、災害の対策についてということで通告をしております。なぜこの質問をするかという経緯は、4月に起こった耶馬溪の土砂崩れ、あれをたまたまちょっと見に行くというか、近くに行く機会というかあったので行きましたら、本当に悲惨というか、という一言で本当にこう何て言うんでしょね、寒気がするというか、それぐらい悲惨な状況でした。

うちの町にもそういうことが、じゃあ、起こらないのかということで、いろんな方と話をすると、起こらないという保障はない、じゃあ、行政としてどうするのか、議会としてどう考えているのかということ話をする中でなかなか明確な回答がないということで、今回、町当局のほうはどういうことを考えて、こういう対策に臨んでいくのかということ質問させていただきたいと思えます。

まず、急傾斜地の危険区域というものはうちの町にどれぐらい指定されているのかをお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。工藤議員さんの御質問にお答えいたします。

築上町のほうは、福岡県のほうで土砂災害警戒区域・特別警戒区域については179カ所指定を受けております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 築上町もこのハザードマップというものを各家庭に配っておると思うんですね。これは当時パッと見て、今回のこの質問をするにあたりどこに行ったんだろうと思ったら、意外にどこに直したか忘れてる。自分の地域はどうなんだろうかと見ると、うちの地域は漁港が水的な災害が起こったこともあるし、そういうことだろうというような程度でどこかに直してしまっていると。皆さんもそうでしょうけれども、もう一度やっぱりこれを見て、どういうところにどういう危険な区域あるのかということ認識をしていただいて、それなりの対策というものを練っていただきたいと思います。今、総務課長のほうから179カ所指定されているということです。この指定されている以外でも過去に聞いた話ですけど、築城の寒田のほうで土砂崩れがあって、その土石流か何かで家が、そういう災害があったということ聞いております。

ということは、ありとあらゆるそういう予想の、予想というか、そういうこともしなければいけないとなるとこれ非常にこうテーマが大き過ぎるというか、どういう対策をしたらいいかということに関しては頭を痛めるところですが、今現在、考え得る対策としては町としてどういうことを考えているのかをお聞きします。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。ハード的な対策につきましては建設課長にお願いしたいと思うんですけれども、ソフト的なものに関しましては先ほど工藤議員さんのほうが申しましたように、今、工藤議員さんがお持ちのやつじゃなくて、今、新しいこの緑色の本の分が平成27年の5月に築上町ハザードマップというのを更新して作成をいたしております。この更新したやつ分につきましては、過去、広報と一緒に配付をいたしました。また、それ以後に転入された方につきましては、住民課の窓口もしくは総合管理課の窓口のほうでお渡しするように各課のほうにお願いをしている次第でございます。

また、昨年7月の広報から、日ごろからの防災の備えをとということでちょっとページをとっておりまして、水害とか風水害の関係の記事を載せたりしております。ことしも7月号のほうにちょっとページをとりまして、そういうような記事を掲載して住民の周知を図りたいと思っております。次第でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。ハード的な部分についてですが、今現在は築城の上香楽地区で急傾斜地崩壊対策事業ということで、今、事業を実施しております。ただそのほかの部分については何分事業費等多くかかってきますので、今のところは1カ所のみでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） なかなかハード的なものというのはお金もかかるでしょうし、一長一短にできるものではないというのはわかります。ただこういうハザードマップ等に急傾斜地と崩落危険地域箇所として指定はされている以上、やはり何らかの対策なりを今後練っていく必要があると思いますが、町長の見解をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には急傾斜地とか谷間の谷止工ですか、こういうのもやりよるけ、これ人家が多くないとできない事業ということで、1軒、2軒ではできないというふうな形になっております。そういう形の中で従前やったのは、旧椎田では福間地区、あそこのいわゆる山手のほうが急傾斜地で工事をずっとした経過がございますが、あとはもうそれぞれね、それぞれ自分の裏の宅地が山に面したところがね、昔からやはり耕地がやはり作物をつくるちゅうことで、いい場所は耕地にして、住宅地が山のもう本当に真横につくっておるのが住宅地という形になって、そういう形の中で基本的には何戸か裏山が少し崩壊して宅地まで、床下まで入ったとか、そういう事例がございます。そういう危ない箇所については、大雨のときには避難というふうなことで呼びかけは、地元のほうも消防団、気をつけてやっていただいておりますというふうなことで、まずはやはり人命を守らなければいかんと。そして、あと何らかの被害があれば、また地元で土砂の除去あたりをしていただくというふうな形で何年かに1回ぐらいは合併してから小山田のほうに1件ございましたですかね。一番小学校のちょっと上のほうの西側の山が壊れたりとかいうことで、これも大事には至らなかったけど、崩壊して家に迫ってきたというふうな状況があつて家を全体的に、寒田のほうが若干、これは激しかったですかね。そういうことで数年に1回1件ぐらいは出ておるということで、まずは避難ということを重点的にお願いしておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 対策とすれば、呼びかけて何らかの変化あつたり、そういう予兆というか、あつたりしたときは緊急に避難をするという形でしかないとは思いますが。

1件、十数年前に裏山の土砂がということで相談がありまして、当時の建設課と一緒に見にいって、原因が上にある用水路ではないかということで調査をして、そうではないという結論出たんですが、十数年たって、やっぱりその用水路から漏れているのが原因でしたという結論が出たんですね。その間、土砂が崩れたりするのを、その方が水を塞がれたら大雨が降ったときに家の中まで浸水するというので処理していたそうです。ただ、ことしになって、実は、用水路の漏れが原因でこうなっていましたということ建設課のほうから通知があつたそうなので、十数

年間ずっとそういう調査をしてきたんでしょけど、その方は裏山の崖の土砂崩れにずっと悩まされていたわけですよ。原因が用水路の水が漏れていたというのが最終的にわかって、今後建設課のほうにも聞くと、なかなかその工事をするとなると莫大なお金もかかるからということで緊急なことだろうけども、修繕して補修していきたいということで本人には伝えているそうなんです。ですから、急傾斜地に指定をされていなくても、そういう町の施設が原因でということもなきにもあらずということで現実あった話なので、ああいう耶馬溪のそういう崩落の事故を機会にもう一度そういう面も見直してみるべきではないかなと思いますので町長のほうの指導をお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 地盤的な形で何か耶馬溪のほうは地滑りするような地盤になっておったということでございますけど、本町もそういうところがあれば、早目に避難、もうするような措置を講じなきゃいかんかなと思ひ、これ工事しようと思ひできるもんじゃございせんので、全面的な家の移転という形、そうしなきゃならんという形になれば、これはもうやはり事故の形で移転をしてもらわないかん形になりますんで、あくまでも人命を守る、避難を、そういう危険地帯があれば早急に、地鳴りが、前、耶馬溪の場合はしておったとか、そういう事前兆候があったというふう聞いておりますし、本町でも少しでもそういう異変があれば、専門家に依頼しながら避難という、これがやはり一番最善、やるべき姿じゃないだろうかなと思っております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 私が言っている質問は、町長、そうではなくて、それは当然なんですけれども、十数年間そういう事実があったわけですね。それは何回も言うけれども、町のそういう水路が、あれ水が漏れていたのが原因で山肌から土砂崩れというか、して家の中、家の中じゃない、用水路まで入り込んでいたということがあるので、今後そういう急傾斜地とかに指定されていなくてもそういうようなところがあったとき、そういう何て言う、住民からのあったときにはやはりそれなりに調査をしないと、これは行政の責任になりますよ。ですから、そういうところをきちんと時間かかってもいいから調査するべきはないかということです。

大雨ということで限定はしていますが、耶馬溪の場合は雨の量もなくて、町長が言われるような原因だったかもしれないけれども、確固たる原因がわからないわけですよ。ですから、そこはうちの町としてもきちんとした対策なり、何かそういうことをやっているということを見せることがそういう人たちに対しての注意喚起にもなると思っておりますので、よろしくお願ひします。

次の質問なんですが、これも台風等による危険家屋と、今、町で危険家屋と言われている家というのは何軒ぐらい把握されているんでしょうか。あるんですか。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 環境課長の長部です。老朽危険家屋ということで、ここ5年間で苦情等が寄せられている件数が13件あります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） これも先ほどちょっと一緒なんですけれども、やはり持ち主との交渉なり、交渉ができない場合の対策なりを今後考えていかなければいけないと思うんですね。激しいところはもう本当崩れかかって、ブルーシートとかでかけているみたいですが。やはり年々時間がたつにつれてブルーシートも弱り、瓦がいつ飛んでもいいようなおかしくないような状態。最近、台風等々は来ていないようですが、いつ来るかわからないということを考えると、やはりこういう危険家屋に対する考え方というのもしっかり先ほどと同様、やっていくべきだと思いますが、町長、どうでしょう。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 危険家屋という形で指定を、住んでいる家をするわけにいかないし、基本的には地域の自治会長さんなり、民生委員さんなりが、いわゆる危ないと思ったら相談に乗るとか、それから、町のほうはその明け渡すための町営住宅を準備するとかそういう間接的なことしかできない、直接的には、今、町が危険家屋を除去するのは空き家、これについては建築主の、所有者の申請によって補助金を出して壊すというふうな措置はできるんですけど、住んでいる家を、これあんた危険だから住みかえてくれというわけにはいかんという一つ事情もあります。実際。本人が住んでおるとい形になれば。だから、それは相談に乗りながら町営住宅のほうをお世話するとか、そういう方法しかちょっとございません。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） この13軒というのは、課長、恐らく住んでいる家じゃないんです。私が言っているのはそうじゃないです。住んでいる家にそんなこと言うようなことはできないことはわかります。住んでいないからこそ、こういう問題があるということを今指摘しているだけ。ですから、今言う持ち主との交渉、それとかがなかなかうまくいなくて、地域住民の方が日々風が吹くたびに心配をしているということに対する対策をどうでしょうかということなんです。

以前、これ今そういう持ち主さんと交渉ができたときに解体の費用を確か50万円を上限にできるという、うちの条例もたしかあると思うんですね。それと、記憶ですと、固定資産税が上がるとなかなか撤去しない、解体しないというのが少し緩和されたような記憶があるんですが、現状の条例というか、国の法律というのはどうなっているか、誰かわかる方いらっしゃいますか。

○議長（田村 兼光君） 江本税務課長。

○税務課長（江本昭二郎君） ただいまの質問についてお答えします。

条例関係、減免から申しますと、以前、ちょっと手元資料、平成26年にお隣の豊前市になりますけど、豊前市のほうで固定資産税の減免に関する条例ということで、これちょっと調べさせていただいたところ、議員提案として条例の制定について提案されて、総務委員会にて可決というふう聞いております。

内容については、たしか、10年間の間に最初の5年間は住宅の特例を生かしてそのまま、徐々に非住宅に合わせていくというような関係のものでした。現在のところ、当町以下近隣の市町村では、平成27年の5月に空き家対策の特別措置法というのができまして、その時点で特定空家に関しては勧告をした場合は固定資産税の住宅用地の特例の対象から外れるというような条例ができております。それに伴いまして、固定資産税のほうもその住宅家屋の認識というか、それがちょっと厳しくなりまして、構造上は住宅と認められない状況にある場合、それから使用の見込みがなくて取り壊しを予定している場合、それから、居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合、それから、今後、人の居住の用に供される見込みがないと認められた場合は住宅の軽減を外すというような条例ができております。ですから、工藤議員さんがちょっと言われたような感じでいけばちょっと即減免の条例を作成とかそういった分は難しくなるかと思えます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） この危険家屋というか空き家で誰も住んでいない。もう朽ち果てている寸前。持ち主との交渉もつかない。心配するのは苦情が今13件、ダブっているものもあるかもしれません。心配なのは、今後こういう住宅がたくさんふえるということは予想される中で、やはり壊すことに関しての費用とかなかなか捻出できないとか、持ち主に連絡がなかなかつきづらいつかということが出ていたときに、環境的にもよくないしということで、何らかの手を打つべきだろうと思います。今言ったところで、なかなか対策というのは難しいかもしれませんが、そういうところをやはり視野に入れたやはり条例なり、そういうものもしていくべきだろうということを指摘させてください。これで、この災害対策については終わります。

次に、2番目に、学校教育と子育て・定住の関係についてということで通告をしております。読んでいただければわかるんですが、特に2020年から英語が教科として格上げ、これは新学習要綱ですかね、の中では非常にすごい改革だみたいなことが読んだら書いてあります。物すごく変革だということが書いてあります。我が町にしても、全国的に2010年前後ぐらいから小学校にALTですか、を活用しながらやってきていると思いますが、実際に今度英語が教科化されるとなると、これにも書いてあるように先生の確保が非常に難しい。というのは、小学校の教師で英語の教えられる先生が、じゃあ、何%要るのかということです。ちょっと調べると、文部科学省では小学校の教諭は5%ぐらいしかいないというような見解を出していますね。その中で

先駆けてこの英語という教科に取り組むことで、今後最後書いていますが、選択される町、学校教育、教育（ ）に関して先駆けてやっていただきたいということでこの質問をさせてもらっております。教育長、先生の確保についてとこの英語教育を進める進め方についての教育長の見解をまず聞かせてください。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 小学校の英語教育、御指摘のように2020年から英語科という教科として行われます。5、6年生でございます。3、4年生につきましては外国語活動という形で、現在の5、6年生の英語、外国語活動を3、4年生に下ろすという形になっております。

実は、議員御指摘のように、小学校の現在一番大きなやはり課題がこの授業における外国語の英語のやはり指導でございます。もう前から、これ懸念、懸案になっておりましたので、築上町としては英語の専門教員、英語の専門の指導ができる先生を、別途、町雇用として学校のほうに配置をしてまいりました。昨年度2名にふやし、今年度はまたもう1名プラスして3名町雇用でちょっと賄っております。これももう本当町のほうから温かい御理解いただいたたまものだと思います。福岡県のほうも築上町のほうに1名、英語の専門指導教員を配置してくれていますので、現在4名で8つの小学校を実は受け持っているということで、これはもうほかの町には見られない僕は本当に英語の授業ができています。やはり御指摘のように、本当英語は発音等、やはりきちんとした英語発音でやはり指導しないと日本語英語みたいなことはだめでございますので、その点本当にやっています。

それから、県のほうからALT、御指摘の。ALTも回数をふやして現在やっておりまして、英語の専門教員、町の雇用の、それとALTとクラスを受け持っている先生というような形で3名で指導しているという授業をもう何度か私は拝見しました。本当に情報化、国際化が進んでグローバル社会が今後ますます進んでいく社会に出ていく子供たちにとって、本当に国際理解教育の一環として英語が大切だろうと思います。

それから、ここに御指摘の中学校の先生とは、実は前から、小中連携、これの一環で中学校から小学校に出前授業がございまして、昨年は非常にそれを実は年間数回やっていたんですけど、今年度が今のところそういう配置がございまして、やはり中学校は、中学校の英語の先生は御自分のやはり授業がございましてね、今のところそういう形で町としては英語教育をやっていると。ただ将来的にいつまでもそういう形じゃなくて、やはり小学校の先生の英語力をつける、指導力をつけるやはり必要性がこれからますます強くなるというふうに考えております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今は準備段階ということでやっていらっしゃるんでしょうけども、本当に教科として小学校からだった場合、単純に今うちが小学校が8校あります。8校に1人ず

つの先生をつけても8人要るわけ。英語の先生が。ですから、その先生が確保できるのかということが一番問題というか、厳しい状況なのかなということだと思っんですね。ですから、単純に英語が少ししゃべれるから教えられるということじゃ、今度教科になったらそうじゃないから。やはりしっかりした免許を持って、そういうことをやってきた人じゃないとできないはずなので、そうなったときに先生がさっき、教育長が言われた中学校との連携というのが、中学校は教科別に先生がいるわけですから、その英語の先生というようなのがきちんと確保ができているはずなんですね。ですから、そういう先生たちというか、小中学校の連携をとりながらそういうところをうまく補っていくことも先駆けてやっていただきたいなということですよ。

それと、ここにある特徴あるまちづくりということで、私は今、教育長、やって、3、4年生には準備期間じゃなくて、もうちょっと下って1、2年生からやりますよみたいところがやっぱり特徴あるまちづくりだと思っんですね。うちの築上町は2020年から1、2年生からでもそういうものに関しての準備期間としてやっていきますよということが特徴ある、選ばれる町の1つの特徴なんかなと思っんですね。ですから、同じ右に倣え的なことをやってもなかなか選択されないと思っんですね。ちょっと先ほど教育長にもお渡ししました。

先ほども池亀議員からも豊後高田市、きのうのまた武道議員からも豊後高田市の取り組みについてとかいうようなことが取り出されております。たまたま私も友人から届いたこの広告、こんな広告あるんですけど、これ聞いたら、これを情報誌に出しているそうです。「何でそんなことするんですか」と言ったら、「いや、うちのまちを宣伝するためです」ということなんです。ただそれとお店に、店舗に置いていると言っていましたね。ですから、町外の方が見たり、周りの人が見ることで豊後高田市を少しでも知ってもらおうという取り組みみたいです。先ほど池亀議員が言っていました、高校生までの医療費無料、給食費の無料というのも、市長が変わって打ち出したみたいです。ここでうちでも同じようなことをしていながら、どうして豊後高田市ばかりが光が当てられるのかということ、皆さん御指摘のように少し宣伝が足りないやないんだらうかとか、本当に何て言うんですかね、目標、目的がある本当に政策であるのかということに非常に疑問だと思います。高校生まで医療費を無料にしたから、じゃあ、どうなの。うちは、町長、それで住んでもらえる町にするのをねらいなのか、人口をふやすのが狙いなのかということが明確じゃないからですよ。ただ18歳まで無料にしましたというだけで、効果または検証もできないという状態が今までじゃないかなということがあります。ですから、18歳まで無料にしたのであれば、その効果をきちんと検証していただきたい。これでこうなったよというのが。なかなか難しい部分がある、教育に関しては難しいかもしれませんが、よそが取り組んでいないところをいち早く取り組む、それを取り入れるということは非常に大事ではないかなと思っしますので、教育長、そこは2020年に向かってぜひ英語教育に、今回限定はしましたが、ほかのことも合

わせながらやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、職員採用の内容についてということで通告をしております。

10月に採用をする理由と何を目的とする採用なのかということで、まず1番目です。

今回の採用の広報ちくじょうを見ますと、一般事務Aというんですかね、社会人枠とキラリ枠という項目ありました。もう1つは保育士さん、計3名なのか、程度なのかわかりませんが、合わせたら3名か4名わかりませんが、それぐらいなんでしょうね。この時期になぜ採用をするのか。よほどキラリ枠、社会人枠、何か、町長、やろうとしていることがあるから、そういう即戦力といわれるような人材が欲しいからなんだろうと私は勝手に解釈をしました。

まず、社会人枠、キラリ枠のどういう者を期待をして、どういうことをするにあたって採用をこの時期にしたのかをお聞きします。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。まず最初に、10月採用の件について御答弁いたしたいと思います。

29年度の当初、いわゆる昨年の4月の職員数は207名おりました。その中で29年度末で定年退職者、再任用の任期満了者が11名いるということで、昨年度はことしの4月1日から新たに5名の採用者を新規採用したところでございます。

しかしながら、その採用が内定した後に、最終的に退職者が16名になりまして、5名退職者がふえたことによって、現在、4月1日現在で5名を新規採用したにもかかわらず、201名の職員で業務をやっているところでございます。一部の課においては、昨年度に比べまして1名ずつ減っているところもございまして、また、その1名減ったところの職員を配置したところの分が病休とかで休んで2名減とかになっていて、業務の影響を来すちゅうことで早目に職員の増をしていただけないかということで各課長のほうが副町長、町長等のほうに要望を行っている関係で、今回10月採用ということでとらせていただきました。このような現象が平成27年度にも起きまして、平成27年度も二百数名いた職員が200名を切って199名ということになりまして、そのときは7月採用ということで7月に5名を採用した経緯がございまして、10月採用ということで準備がちょっと間に合わなかったということで、今回10月採用ということにいたしました。

2件目の社会人枠とキラリ枠という関係なんですけれども、採用試験担当の職員が県の研修のほうに行きまして、通常の新規採用だけではなく、特殊ある採用の分のやっている市町村があるということで、そういうふうに研修の中で勉強してきておりました。その件に関しまして町長のほうに提案をしたら、うちのほうもそういうことをやったらどうかということで今回した所存でございまして、ただ名称につきましては、職員のほうがキラリという名称をつけておりますけれど

も、ほかの市町村はチャレンジ枠とか自己アピール枠という名称でやっておりますので、それと重複しないようにということでキラリ枠という名称で今回行った次第でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今説明を聞きますと、職員が退職をして、ことし採用した職員で進めていたところ、また5名の退職者が出たから今回の採用にあたったと。そもそも、町長、うちの職員の適正人数ちゃ何人なんですか。いつもアバウトのような気がするんですが、今見たら199人からまた何人か募集、5人とか7人とかしたとか、205、6人という感じ。207、8人という感じ。200じゃだめなんでしょうね。何かその設定自体ははっきりしていない、なおかつ、私が5年前に嘱託職員の質問をしたときに2桁台やった嘱託職員、臨時職員が今では倍になっていますよね。ですから、何のための嘱託職員なのかということも、嘱託職員はどんどんふえる、職員の数は変わらない、何がしたいんだろうというように思わざるを得ないところがあります。

それと、今回募集を物すごく倍率が高いですよ。2人に対して39名やったですか。きのう。保育士は1人につき、9人やったかな。7人ぐらいやったですね。ちなみに、課長、昨年の採用人数と募集人数の割合というのはわかります。これよりも多いですか、少ないですか。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。その件に関してはちょっと資料を今お持ちしていないんですけど、昨年度の社会人枠というか、事務職Aにつきましては昨年度よりは倍率が高いのではなかろうかなと思っております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 大体20倍。すごい倍率で、やっぱり人気あるんだなと思うんですよ。築上町の職員というか、人気あるのか、公務員というものに対しての人気なのかよくわかりませんが、正規の採用よりも倍率が上がっている。この項目を見ると、キラリ枠、何か頑張ってきたこと、アピールできるもの、特徴あるものということで、私、非常に期待をしましたですよ。何かこれ目的があって採用するんだろうと。社会人枠にしても5年以上の経験がある、40歳ぐらいまでだったかね、ということは何らかの事業というか、そういうものを民間から入りたいがための採用なんだろうと思ったから、すごく期待をしたわけですよ。ああ、そういうものを町長もついに打ち出して、少しでも職員の負担なり、町のために考え出したんだろうと思ったら、今の課長の答弁を聞くと、人数が少ないから、とりあえず、補充しました。キラリ枠はとか、そういう社会人枠にしてもよそもやっているからそういう形の名称だけみたいだけにしか聞こえないので、何かこう非常に寂しいなと思うんですね。中には本当にキラリと特技を持つ

たり、自分がやってきたことに誇りのある人が受けている可能性もありますし、そういう人たちをぜひ採用していただきたい。やっぱり今の体制に少しでも新しい風を入れるようなそういう職員という位置づけの採用の2名だと私は思っていますので、どんな方が入るのか非常に楽しみですし、期待をしたいなと思います。ぜひすばらしい方を採用してください。

次に、ちょっと重複しましたが、今では職員数、本当足りないんだろうかと、今、ちょっと言いましたけど、嘱託職員も多過ぎませんか。町長。180人ぐらいおると聞いてびっくりしましたけど、どこにおるんだろうか。役場の職員に聞いてもどこにそんなにいるかわからないみたいな話ですよ。聞くと、課長決裁で臨時職員さんを上げてきて、それを町長たちがいいよと言ったら上げられると。前回の質問で、縦割りから横断的のつながりだという話をしたと思うんですね。それさえできれば半分ぐらいで済むんじゃないですか。何で総務課、人事がそこを担当しないのかなと不思議でたまらなくて。人事課は給料の計算とその配置がどこに行っているかを把握するぐらいな程度ではやはり仕事とはいえないじゃないです。今、この課に何人いて、この課に何人おるから、この課が足りなければこの課から回すというか、応援に行かせるということで随分削減というか、できるんじゃないですか。そうすることのほうが業務を絶対覚えますよ。嘱託職員、臨時職員をやった方の話を聞くと、仕事はほとんど嘱託職員に丸投げされてという話もよく聞きますよ。ですから、そういう方がやめると、その課は結構ばたぐるんじゃないですかね。バタバタするような話しも聞きます。ですから、職員の採用を今回も2人新たにするのは必要とあればするべきでしょうけど、もう少し適正の人数もしっかり決めていただきたいし、こういうときほど嘱託職員の方とかを本当に最大限活用というか、頑張ってくださいというのが筋ではないかなと思いますが、町長いかがでしょう。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には嘱託職員というのは、本来なら専門的な仕事をする人を嘱託職員と私はしたいんですけど、経常的な形で臨時職員的な嘱託職員もおるわけでございます。これも定員管理ということで、非常に国の指導がございまして、類似団体が幾らだから幾らぐらいに抑えないとかいう一つの国の指導もございまして。そういう形の中で、うちの町では学校給食については自校方式と。これも本来なら全部職員でやりたいんですけど、これを嘱託職員化という形で若干やってきております。そういう形の中で少し給与体系を改善する必要も僕はあって、全部が職員化していく必要があるんじゃないかなとこのように考えておりますけれども、よその前例がないとかいうそういう形の中でなかなかそれに事務方のほうが踏み切れないという問題もございまして。そういう形の中で多いか少ないかという形になれば非常に難しいものです。閑散な時期と忙しい時期と。それ税務課あたりは、忙しいときには本当に臨時的な形で4月、5月、この2カ月間を臨時的に入れておりますし、あと恒常的に入れておるというか、職員が足りない

いう課長の言い分です。これ全部、全ての課長が職員が欲しいという要望がありますけど、なかなかそうはいかんよという形で、現在おる職員の皆さんで何とか仕事をこなしてくださいと。私はそのような形で課長にはお願いしておりますけれども。やはり平常業務で足りない場合は非常に多々あるという形。それとあと、支所のほうでも登記専門の職員、これも嘱託で2人雇って、そして、専任的な職員も1人おりますんで、未登記の問題がございましたんで。これも少しずつ非常に案件が難しいなってきた解決の数が少なくなってきたしております。そういう形の中で、旧椎田の林道の分も未登記ということでこの分も片づけなさいというようなことで、今、この分も一緒にさせてよとか、そういう形でやはりそういう専門的な業務の嘱託もおるわけございまして、議員の指摘された嘱託職員の忙しい時期、閑散な時期を見計らってやれという、これは私は可能だと思ふんで、欲しいというところについては、よくこれを見て、仕事ぶりを見ながら、もし他の課に行ってもらえんかという課長同士の話し合いをさせても私は結構だと思ふんで、一応検討していきながらそういう取り組みはやってまいりたいと思ふます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 町長、嘱託職員とか臨時職員を雇うなということじゃないんです。

5年前から約倍になっているということをもまず指摘させてもらいたいわけですよ。事務的な量もふえているんだらうということも理解する中で、やり方の1つとして人事はしっかり管理をして、例えば、100人しか嘱託職員、臨時職員は雇えないんですよと。これ、この職員でうまく忙しいところをうまくお手伝いしてもらえん形というようなのをすればそれだけの人件費も浮く。浮けば先ほど言ったような医療費と給食費の無料とかそういう町長の政策方向にも予算が捻出できる、もっといえば、若手の職員とかは、私も前日も言ったけども、同じところで5年たってもそれしか覚えなわけであるんであれば、忙しくないとき、暇なときとはいいません、忙しくないときには、じゃあ、税務課に行って勉強しようかとかということで、行けば10年かかるのが5年で仕上がる、仕上がるというか覚えるんじゃないですかね。ということも前日も指摘をさせてもらいました。ですから、職員数をただやみくもに必要だからふやすとかという前に、まずそういうところをしっかりと考えていただきたいのと、これも何回も言いますが、うちの税収は15億ぐらいでしょう。税収ですよ、うちの。町としての税収ですよ。職員の人件費は16億数千万あったです。僕が計算したら。最低この15億しかおさまらんよというところが必要性の企業努力というかが職員の質というのにつながっていくような気がしてならないので、もう必要なものは必要で十分理解はできるし雇うべきだとは思ふけれども、必要か必要じゃないか議論の前にどんどん嘱託職員等々をふやしていくちゅうことに関しては、非常に疑問というか、もったいないなというそんな気持ちがしております。人口が職員でもそうでしょうけど、先ほどの2番目の問題もそうですけど、ふえれば地方交付税がふえるでしょう。今42億で、地方交付税が。

1万8,500人としても二十何万、1人ふえるごとに22万ぐらいふえるわけですよ。職員が今4,50人外へ出ているとかいう話を聞くけど、帰ってきただけで1,000万ぐらいふえるわけです。交付税が。今は借金と貯金のバランスのやっぱり借金のほうが多くて貯金のほうが少ないという。ですから、そういうところも踏まえると、赤ちゃんでもお年寄りでもふえれば、とりあえずは二十数万ふえるということもやっぱりしっかり認識していただきたいと思いますので、職員の数に限らず、少し、少しというか、4期目に向けて行財政改革なりをきちんとやっていただきたいことをお願いしまして、終わります。

○議長（田村 兼光君） これで、今定例会での一般質問を全て終わりました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで散会します。御苦労さんでした。

午後1時46分散会
